大学院博士課程前期における「授業料後払い制度」の申請要項

2026 年 10 月 1 日
成城大学

2024 年度から国による大学院における「授業料後払い制度」が導入されております。この制度を利用する場合、在学中の授業料は国が立て替え、返還については修了後の所得に応じた「後払い」となります。

2027 年 4 月に本学大学院博士課程前期へ進学予定で、本制度の利用を希望する方につきましては、下記の内容を確認のうえ手続きを行ってください。

なお、本制度は給付型の奨学金ではなく修了後に返還の必要がある制度ですので、その点を理解した上で利用するかどうかを検討するようにしてください。

記

1．対象者（以下のすべてを満たす方）

・2027 年 4 月に本学大学院博士課程前期に進学予定の者

・日本学生支援機構（JASSO）の修士段階を対象とした月額 5 万円又は 8 万 8 千円の第一種奨学金（以下、単に「第一種奨学金」という。）と同様の家計基準及び学業成績基準を満たす者

・過去に貸与を受けた奨学金の返還が延滞中である等、第一種奨学金の貸与を受けられない事由がない者

2．第 1 期分授業料の猶予

・対象者に対して、入学手続時に行うべき第 1 期分授業料の納付を 2027 年 8 月 31 日 15:00 まで猶予します。

・本制度に認定された場合は、入学後に所定の手続きを行うことで、第 2 期分以降の授業料も後払いの対象となります。

・2028 年度も引き続き本制度を利用する場合は、別途継続手続きが必要になります。

3. 注意事項

・本制度は 2024 年度から新設された制度であり、文部科学省における制度の検討を踏まえ、今後制度の内容が変更となる可能性があります。

・本制度は貸与であり、修了後の所得に応じて、日本学生支援機構に貸与額を返還する必要があります。

・授業料の貸与に伴い保証料の支払い（機関保証への加入）が必要です。（授業料と保証料を併せた金額が貸与額となります）

・本制度を利用する場合、入学後に日本学生支援機構への申込が必須です（申込方法等詳細は入学後に奨学金窓口へご確認ください）。

・本制度を利用した場合、第一種奨学金の貸与を受けることはできませんが、代わりに「生活費奨学金（月２万円又は４万円から選択・無利子）」の申請をすることができます。（申込方法等詳細は未定）

・本制度に認定されなかった場合、別途指定する期限までに授業料を全額納入することが必要となりますので、予めご承知おきください。

4. 後払いの対象となる納付金

・「授業料」のみが後払いの対象となります。入学金・施設費・学会費は所定の入学手続き期間内に納入してください。

５．申請方法

申請書類：「授業料後払い制度」希望申請書
申請期限：入学手続書類に同封の案内文をご確認ください。
提出方法：申請期限までに入学センターにご提出ください（郵送または持参）。

６．申請後の流れ及び手続き方法

①申請書類に基づき授業料を差し引いた振込用紙を送付しますので、納付金額に誤りがないことを確認し、期日までに振り込みのうえ入学手続きを行ってください。
②入学後に日本学生支援機構への申請も必要となります。手続き等詳細は入学後に奨学金窓口へご確認ください。

※希望申請書を提出したにもかかわらず、振込用紙が届かない場合は、入学センターに至急ご連絡ください。

お問い合わせ先

〇授業料後払い制度について

学生課　電話番号：03-3482-9081

E-mail：gakusei[at]seijo.jp ※メール送信時には［at］を@に置き換えてください

〇入学手続書類について

入学センター 電話番号：03-3482-9100

E-Mail：admission[at]seijo.jp ※メール送信時には［at］を@に置き換えてください